

平成30年第1回東広島市議会定例会について

1 会 期

平成30年2月13日（火）から3月20日（火）まで（36日間）

2 代表質問・一般質問

(1) 日 程

平成30年2月27日（火）から3月1日（木）まで

(2) 質問者、質問項目（教育委員会関係）

別紙のとおり

平成30年第1回東広島市議会 教育委員会関係代表質問・一般質問

1 代表質問（2月27日、2月28日）

会派	質問者	質問項目	担当	答弁者
創志会	玉川雅彦	4 人づくりについて (ア) 学校教育のレベルアップ集合型の学習支援について	指導課	教育長
創生会	坪井浩一	1 市政運営に対する考え方について ア 「個の力が発揮でき、人の力で発展していくまち」について ① 教育環境の整備について	指導課	教育長
清新の会	北林光昭	1 「まちづくりの方向性」について ④ 人づくりについて ア 学校教育について	指導課	教育長

2 一般質問（3月1日）

質問者	質問項目	担当	答弁者
谷晴美	4 奨学金返納事務と国の給付制奨学金制度について (1) 事務の対応状況について ア 現状と課題について (2) 返還金に補助制度を設けることについて ア 国の給付制奨学金制度の拡充を求めることについて イ 返納しやすい支援で若者に希望と地域活性化を生むことについて ウ 市独自の給付制奨学金制度の創設を求めることについて	学事課	学校教育部長

答弁内容（平成30年第1回定例会）

■質問者 創志会（玉川議員） ■担当 学校教育部
■質問事項 4 人づくりについて

（ア）学校教育のレベルアップ集合型の学習支援について

■質問要旨

小学校の統合事業について、地域と教育委員会との協議は、必ずしも順調に進んでいるとは感じない。いきなり統合事業を提示するのではなく、常日頃から、問題点を認識・共有しながら学校運営を図ることが必要と思われるが、本市においても地域・学校・教育委員会が、課題点を常に共有できるコミュニティ・スクールを導入する考えはあるのか伺う。

●答弁

私からは、「人づくりについて」ご答弁申し上げます。

子ども達を豊かに育てていくためには、子ども達の学校生活の様子等を家庭や地域の方にも理解していただき、具体的な課題を、学校と共有する中で、その解決へ向けて議論を重ね、それぞれの役割を明らかにしていくことが非常に有効であると考えております。

このような、学校運営のあり方を進めるために、学校が、保護者や地域と一体となって、解決の方策を考えていく学校運営協議会が、平成16年に制度化されております。

学校運営協議会は、教育委員会から直接委嘱された保護者や地域住民等により合議制で運営されるもので、コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置している学校を指すものでございます。

学校運営協議会は、校長の作成する学校運営の基本方針を承認する他、学校運営全般について教育委員会・校長に意見を述べるなど、一定の権限と責任をもって学校運営に参画する仕組みでございます。

本市におきましては、平成23年に大田小学校・小松原小学校と統合し、地域が広がった風早小学校において、学校と地域が目標を共有し、一体となって地域の子どもを育てていくことを目指して、統合後、保護者や地域の声を学校運営に反映するなどの取組みに先進的に着手されました。

具体的には、地域が学校の教育活動に協力できることや、学校が地域に貢献できること、子ども達の成長した点や課題について分析することなど、学校と地域が意見交換を重ねてこられました。

そして、学校行事やPTA行事との連携、教育研究会や総合的な学習の時間、登下校の見守りなど、学校支援に継続して取り組んでおられます。

こうした取組みは、学校運営協議会制度が目指す成果と重なるものであると捉えております。

本市では、先進地視察や設置に関わる仕組みの研究を行ってきたところでございますが、現在、来年度からの学校運営協議会制度の導入に向けて、制度設計や関係規程などの整備を進めているところでございます。

準備が整い次第、まずは先行して活動しておられます、風早小学校の取組みを加速させ、その後は、各学校の状況を踏まえながら、学校運営協議会を設置しようとする地域の思いを伺ってまいりたいと考えております。

答弁内容（平成30年第1回定例会）

■質問者 創生会（坪井議員） ■担当 学校教育部

- 質問事項 1 市政運営に対する考え方について
ア 「個の力が発揮でき、人の力で発展していくまち」について
① 教育環境の整備について

■質問要旨

- ・ 小学教育環境の充実、マンパワーの充実なくして叶えることはできないと考える。そのためには、退職教員を中心とした人材センターのような組織が必要であり、それを支える財源の確保が大前提であるとする。
- ・ こうしたことが現実となって初めて学校教育は充実し、個の力が発揮できるまちになっていくのではないと思うが、改めて考えを伺う。
- ・ また、市の目指す日本一の教育都市とは、どの分野での日本一であるのか、併せて伺う。
- ・ さらに、平成30年度から、移行期間として小学校における英語教育が始まろうとしており、本市においても積極的な取り組みがなされるものと思うが、考えを伺う。

●答弁

私からは、「市政運営に対する考え方について」のうち、「個の力が発揮でき、人の力で発展していくまち」について、ご答弁申し上げます。

最初に、退職教員を中心とした人材センターのような組織の実現についてでございます。

本市の小中学校の教員には、子ども達一人一人にしっかりと寄り添った指導、そのための教育研究を継続してきたという伝統がございます。そして、それは東広島市の教員文化として、今日まで先輩から後輩へ脈々と受け継がれてきており、その成果の一端が、児童生徒の学力や体力が県内でもトップレベルにあることや部活動等の好成績に繋がっているものでございます。

しかしながら、近年、全国的に教員の大量退職と、それを補充する形での大量採用という状況の中で、教員の年齢構成の不均衡は、若手教員への指導技術の伝承に影響が生じるものと懸念しております。

また、学校では、多様な価値観を持つ保護者への対応など、学校が抱える課題は、複雑化、困難化しており、教員が子どもと向き合うという最も大切な時間が、特に経験の浅い教員にとっては、十分に確保できていない状況が見受けられます。

こうした状況への対応として、豊かな経験と技術を有する退職された教員を、学校が支援を必要とするときに派遣することは、教員の指導力の向上、ひいては、子ども達の力の育成に繋がるものと考えております。

こうした学校の現状にフレキシブルに対応するためには、十分な人材の確保が必要であり、議員ご指摘の人材センターのようなシステムが有効であると考えております。

次に、市の目指す日本一の教育都市についてでございます。

日本一の教育都市とは、本市教育の高い理想の実現の姿として想定しており、学力、体力、豊かな心の各分野で、「夢と志」をもち、グローバル社会を生きる子どもが育っている姿を目指しております。

このことは、学校の場面で申しますと、深い教育研究を基に、子ども一人一人に関わりきり、その成長を求め続ける教職員の姿があり、そして一方では、課題解決に向けて、優劣の差を乗り越え本気で学び合う子ども達の姿があることでございます。

各学校における和文化学習が好例でございますが、教職員が伝統に誇りを持ち、代々受け継いできた教育実践がございます。その中で学んだ子ども達は、自分の地域と東広島市に誇りと愛着をもって成長しております。

答弁内容（平成30年第1回定例会）

そして、こうした姿が見られることが、現在、地域の皆様による、朝夕の登下校の見守りや、授業におけるゲストティーチャー、学校行事への参加など、様々な場面でのご協力の姿に結実しているものと考えております。

これからも、学校と地域が一体となって、わが地域の子ども達を育てていこうという機運が、市内の各学区で豊かに高まっていくことが、日本一の教育都市の一つの姿であると考えております。

また、世界中でA IやI o T技術の革新による社会の変化が予測される中で、これからの社会を生きる子ども達には、そうした技術を知的な道具として活用するとともに、答えのない課題に対して、主体的に向き合っ、解決する力がこれまで以上に必要となります。

また、グローバル化の進展による豊かな国際感覚やコミュニケーション能力の育成も求められる中で、外国語やI C T活用の力をしっかりと育てていく必要がございます。

今後、本市教育の伝統をもとに、大学や研究機関の集積する東広島市の強みを生かした豊かな教育実践を進め、多くの子ども達を世界に通用する人材として成長させていく教育を市内全域で展開することで、日本一の教育都市としての姿を具現化していきたいと考えております。

最後に、小学校における外国語教育についての積極的な取組みについてでございます。

小学校では、平成32年度から新学習指導要領により、従来の外国語活動が中学年へと前倒しされるとともに、高学年では外国語が教科として実施されることとされており、平成30年度から移行措置期間としての取組みが始まってまいります。

このことにつきまして、国レベルの議論でも小学校に英語が指導できる教員が少ないことが指摘されております。

既に平成21年度から小学校全学年で外国語活動や英語学習を実施してきた本市におきましても、小学校教員には単独で英語の指導ができる者が未だ十分でないことから、移行期間中に市教育委員会が主催する研修や学校内での授業研究の内容を一層のスピード感をもって工夫・充実してまいりたいと考えております。

また、英語の授業に限らず子ども達が十分に英語に触れる機会を確保することが必要であると考えており、そのための条件を整備することにも積極的に取り組んでまいります。

答弁内容（平成30年第1回定例会）

- 質問者 清新の会（北林議員） ■担当 学校教育部
■質問事項 1 まちづくりの方向性について
④ 人づくりについて
ア 学校教育について

■質問要旨

- ・「日本一の教育都市を目指し、学校教育のレベルアップを図る」とのことだが、さらにどのような施策を展開していくのか、方針を伺う。
- ・また、平成32年度からの新学習指導要領に先立ち、平成30年度から移行期間として小学校において英語科を先行実施する場合があると思うが、その推進に当たっての体制づくりは万全なのか。現在の状況を伺う。
- ・さらに教育施設の充実をにかけているが、具体的にどのような教育施設の充実を図っていくのか伺う。

●答弁

私からは、まちづくりの方向性について、人づくりについてのうち、学校教育について、ご答弁申し上げます。

はじめに、学校教育のレベルアップを図るための施策についての質問でございます。

本市におきましては、平成26年4月に第四次学校教育レベルアッププランを策定し、「夢と志をもち、グローバル社会を生きる子ども」を目指す子どもの姿として掲げ、取組みを推進しているところであり、こうした取組みにより、児童生徒の学力や体力は県内においてトップレベルに位置しております。

しかしながら、これからの社会は、グローバル化の進展や人工知能等の著しい技術革新の進歩による、先行き不透明な社会と予測されており、こうした社会を生きていく子ども達には、主体的に学び、他者とのかかわり協働して課題を解決するなどの資質や能力を身に付けていくことが必要でございます。

このことを踏まえますと、さらなる学校教育のレベルアップが必要であり、新たに「世界標準の教育」をコンセプトとして施策を展開してまいりたいと考えているところでございます。

例えば、これからの社会を生き抜く子ども達に必要な力を育む教育の推進としては、豊かな国際感覚やコミュニケーション能力を育む外国語教育の充実や、ICT機器を活用し、よりよく問題を解決する力の育成を図ることなどがございます。

また、深い教育研究や子どもと関わりきる指導の充実など、引き続き教員の授業力の向上を図るとともに、1校1和文化学習として取り組んできた本市独自の和文化学習の取組みを一層推進し、国際社会を生きる日本人としての、アイデンティティを育成してまいりたいと考えています。

これらは取組みの一端ではございますが、本市の学校教育のレベルアップを図るために、本市の特徴的な地域資源でございます大学や地域のご協力をいただきながら、次代を担う子ども達の資質・能力の育成に努めてまいりたいと考えております。

次に、小学校における外国語科の先行実施に係る体制づくりのご質問でございます。

小学校では、平成32年度から新学習指導要領により、中学年で外国語活動、高学年で外国語科が完全実施されますが、これに先駆けて、平成30年度から2年間は、移行措置期間とされており、本市では、中学年35時間、高学年50時間を実施する計画としております。

また、移行措置期間の間に、小学校教員の英語の指導力を向上させることが急務であり、完全実施

答弁内容（平成30年第1回定例会）

に向けて、円滑に移行していくための体制づくりに努めてまいります。

具体的には、平成32年度を見据え、段階的に移行できるよう、中学年、高学年の年間指導計画案を作成し、市内の全小学校で、計画的・系統的に指導できるよう、各学校への指導・助言を行ってまいります。

併せて、外国語指導助手（ALT）の英語に触れる機会を増やすなど、子ども達の外国語教育の環境整備も必要と考えております。

また、学習指導要領の改訂に向けて、国の指定を受けて外国語教育の先進的な研究をされてきた、東西条小学校、御園宇小学校、松賀中学校の成果を、研修等を利用して市内へ普及し、教員の指導力の向上を図ってまいります。

次に、教育施設についての質問でございます。

学校施設の充実といたしましては、学校規模の適正化と、教育環境の向上を図るため、まず、児童生徒の増加、減少に適切に対応した施設整備に努めてまいります。

児童の増加に対するものとしたしましては、かねてから狭隘となっている学校につきまして、グラウンドの拡張整備等を引き続き進めていくこととしております。

児童数の減少に対するものとしたしましては、複式学級が発生している地域につきまして、小学校の統合に向けた整備を進めてまいります。

また、本市小学校及び中学校の耐震対策は完了したことから、今後は学校施設の老朽化対策や児童生徒の安全対策のため、校舎及び屋内運動場の大規模改修を行うとともに、障害のある生徒への対応として、エレベーター等の整備を進めてまいります。

その他、近年の温暖化による夏季の暑さ対策につきまして、その手法についての検討を行うにあたり、現有施設の調査が必要であると考えております。

答弁内容（平成30年第1回定例会）

- 質問者 谷議員 ■担当 学校教育部
- 質問事項 4 奨学金返納事務と国の給付制奨学金制度について
- (1) 事務の対応状況について
 - ア 現状と課題について
 - (2) 返還金に補助制度を設けることについて
 - ア 国の給付制奨学金制度の拡充を求めることについて
 - イ 返納しやすい支援で若者に希望と地域活性化を生むことについて
 - ウ 市独自で給付制奨学金制度の創設を求めることについて

■質問要旨

- (1) 事務の対応状況について
 - ア 現状と課題について
奨学金返納事務に対する現在の対応状況と課題を伺う。
- (2) 返還金に補助制度を設けることについて
 - ア 国の給付制奨学金制度の拡充を求めることについて
国の給付制奨学金制度は2万人の枠しかないと聞いている。成績などの条件が厳しいため、利用も少なく、周知も十分なされていないように思う。例えば、対象者の枠を10万人程度に増やすなど、制度の拡充を国に働きかけてはどうかと思うが、見解を伺う。
 - イ 返納しやすい支援で若者に希望と地域活性化を生むことについて
他の事例では、保育士や若者に対する支援を拡充する策があると聞いているが、一方、東広島市には高校進学などに支援制度がない。返納しやすい支援策を設けることで、若者が希望を持ち、定着し、地域を更に活性化させることができると思うが、見解を伺う。
 - ウ 市独自の給付制奨学金制度の創設を求めることについて
具体的な仕組みとして、市独自の給付制奨学金制度を創設してはどうかと思うが、見解を伺う。

●答弁

私からは、奨学金返納事務と国の給付制奨学金制度についてご答弁申し上げます。

はじめに、「返納事務の対応状況について」でございます。

平成17年の市町合併前に、3つの町が、奨学金制度を運用しておりましたが、合併時に奨学金制度を廃止することを決定しており、現在は、償還金収納事務のみを行っております。

昨年度末時点の償還の状況について申しますと、償還を受けるべき人は47名で、そのうち予定通り償還ができていない人は19名で、金額にして812万6,300円が未納となっております。

未納者に対しましては、督促状や電話により早期の返納を促すなどの取組を行っておりますが、中には、経済的に予定通りの返納が困難であるという申し出もあり、事情を詳しくお伺いする中で、やむを得ない場合には、より少額にして分割返納していただくなど、個々の状況に応じた対応を行っております。

奨学金の原資は、大切な公金であることから、未納者には、返済の義務を確実に果たしていただくよう、今後とも一層の取組を行ってまいります。

次に、「返還金に補助制度を設けることについて」のうち、1点目の「国の給付制奨学金制度の拡充を求めること」についてでございます。

国の給付型奨学金制度につきましては、平成29年度から私立大学等に自宅以外の住所地から通学する学生や、児童養護施設に入所している生徒が大学等に進学する場合に、奨学金の支給が行われております。

この制度は、今後、拡充を図り、平成32年度からは、希望する住民税非課税世帯の全ての学生を対象に、授業料の減免に加えて、給付型奨学金を支給して行く方針が定められております。

答弁内容（平成30年第1回定例会）

また、国の給付型奨学金制度の拡充の中では、住民税非課税に準ずる世帯の学生に対しても段階的に支援を行っていくということが示されており、詳細につきましては、本年夏ごろまでに決定される予定となっております。

こうした制度の拡充によって、生活困窮世帯の就学支援における効果を大いに期待しており、今後、明らかになる本制度の詳細な内容や利用状況を確認していくとともに、必要があれば全国市長会等と連携しながら意見を述べるなどしていきたいと考えております。

次に、2点目の「高校進学への支援制度として、返納しやすい支援策を設けることについて」でございます。

広島県では、現在、経済的理由によって修学が困難な高校生を対象に、修学に必要な資金の一部を無利子で貸し付ける「広島県高等学校等奨学金」制度が設けられております。

この制度の活用によって、子供たちが安心して修学することができ、安定した就業へとつながり、ひいては、若者たちの地元地域への定着や、地域の活性化にもつながることが期待できます。

ご質問の、本市が返納しやすい貸付制度を設けることについては、償還金未納者を生まないためのしっかりとした制度設計や、貸与、償還事務を行う体制づくりが必要であり、先進自治体の取組状況や効果、予想される課題などについて研究してまいります。

次に、3点目として「市独自の給付制奨学金制度の創設を求めることについて」でございます。

広島県では、先ほどの貸与型とは別に、授業料の負担軽減を目的とする支給制度の他、授業料以外の教科書代、修学旅行費等に対して支給する「広島県高校生等奨学給付金」制度を設けています。

この制度は、生業扶助受給世帯、市町民税所得割非課税世帯を対象として支給されるものでございます。

昨今の子育て世代における経済的な状況を見ますと、こうした制度の活用により、子供たちが安心して就学していく上で有効であると考えております。

ご指摘の、市独自の給付型奨学金制度の創設につきましては、高校生の通学区域は県下一円となり同じ高校へ通学する子供たちへの支援のバランスを考えますと、実施主体は県又は国であるべき施策と考えており、県内他市町においても給付型の奨学金制度は設けられておりません。

加えて国は、平成32年4月から幼児教育完全無償化の方針を決定されており、これに係る市町村へ負担が求められることも懸念されるところでございます。

こうしたことから、本市独自の給付型奨学金制度を検討することについては、慎重にならざるをえないと考えております。